

公益財団法人琉球大学後援財団国際交流奨励事業
「特別プログラム私費外国人留学生支援」 2025年度募集要項

1 目 的

琉球大学大学院の「特別プログラム」に参加する私費外国人留学生のうち、学業・人物ともに優秀であり経済的援助を必要とする者に対して奨励金を支給することにより、留学目的の達成に資することを目的とする。

2 対象学生

次の①～③の条件を満たす者

- ① 在留資格が「留学」である者。
- ② 琉球大学大学院の「特別プログラム」に参加する私費外国人留学生で、成績・人物ともに優秀で経済的な援助を必要としている者。ただし、標準修業年限を超える者は対象外とする。
- ③ 現課程入学時より前学期までの成績評価係数（3.00 満点）が 2.50 以上の者。

3 奨励金の給付額

月額30,000円を給付する。 ※返済義務なし

4 支給期間

2025年4月～2026年3月（最長12カ月）

5 給付人数

原則3名とし、予算の範囲内で支給する。

6 申請書類及び提出方法

（1）「特別プログラム私費外国人留学生支援」申込書（様式1）

（2）現課程の成績証明書

（現課程の成績がない場合は、申込書（様式1）の「指導教員による推薦理由」欄に成績評価係数（3.00 満点）が2.50以上であると評価した理由を明記し、前課程の成績証明書を提出すること。）

（3）研究業績一覧表

（4）上記（1）～（3）の申請書類を琉球大学学生部国際教育課（以下、学生部国際教育課という。）に提出すること。

7 選考及び決定方法

給付学生の選考は、琉球大学後援財団理事長から琉球大学長へ推薦を依頼し、琉球大学グローバル教育支援機構国際教育専門委員会で選考の上、琉球大学長は同理事長に給付学生を推薦

する。推薦された者は、琉球大学後援財団に置く琉球大学後援財団学術研究助成事業委員会で審議し、琉球大学後援財団理事会で決定する。

8 採否の通知方法

琉球大学後援財団理事長から琉球大学長宛てに、給付学生の決定について通知し、琉球大学長は当該学生に対して通知する。

9 給付の手続き

- (1) 給付学生は、「受給申請書(様式2)」及び「受給に必要な書類」を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学後援財団(琉球大学 大学本部棟1階 内線2014 外線098-895-5793)に提出するものとする。
- (2) 給付学生は、原則3月単位で、琉球大学指導教員の在籍確認を受け、「在籍確認書兼奨励金請求書(様式3)」を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学後援財団に提出するものとする。
- (3) 琉球大学後援財団は、上記(1)及び(2)の受給申請書等を受理後に、原則3月単位で奨励金を給付する。
- (4) 給付学生は、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の理由書(様式任意)を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学長を経由し琉球大学後援財団理事長に提出するものとする。

10 学習状況の報告

給付学生は、給付期間終了後の翌月末までに、「学習報告書(様式4)」及び「成績証明書」を学生部国際教育課に提出すること。同課は書類を照査の上、琉球大学長を経由し琉球大学後援財団理事長に提出するものとする。

11 奨励金支給の取消し

給付学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給を取り消すことがある。

- ①提出した書類の記載事項に虚偽が発見された場合
- ②休学又は長期間欠席した場合
- ③訓告、停学又は退学の懲戒処分を受けた場合
- ④受給者の修学状況等が著しく不良であると判断された場合
- ⑤その他受給者としての条件・資格を欠くに至った場合

12 奨励金の返還

11に該当し奨励金の支給を取り消された場合は、受給した奨励金の全額又は一部を返還しなければならない。

13 注意事項

奨励金は受給者名義のゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外への振込は行わない。